

保護者の皆様へ

都城市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業の終了について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に対し、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、3月24日付けで文部科学事務次官から通知のあった「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、臨時休業を終了し、今後は、以下のとおりの対応となります。

つきましては、保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止対策に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の学校の始業及び諸行事等につきましては、下記のとおりの実施を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。

記

1 臨時休業について

- (1) 3月26日（木）で臨時休業を終了します。

※引き続き、感染症予防対策（健康管理、不要不急の外出、密閉空間、密集場所、密接場面を避ける等）に努めてください。

2 春休みの対応について

- (1) 校庭開放については、4月2日（木）の午前10時から午後4時までとします。ただし、4月2日が不可の場合は、3月30日から4月3日の間で代替日を1日設定します。詳しくは学校からの連絡をお待ちください。

3 部活動について

- (1) 部活動については感染拡大防止の配慮を十分に行った上で、活動制限を緩和します。

※活動場所、時間、内容については、各学校の指示に従ってください。

4 令和2年度始業日及び入学式について

- (1) 始業日については、全小・中学校4月7日（火）とします。

- (2) 入学式については、中学校及び笛水小中学校では4月9日（木）、小学校では4月10日（金）とします。

保護者の参加は、同居している方のみといたします。

5 その他

- 今後の感染状況により、急遽対応を変更することもあり得ますので、今後も学校からの連絡が受けられるように御留意ください。